

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 4 月頃に国民年金の任意加入手続を行い、その際、付加保険料を納付する旨の申出も行った。53 年 3 月 20 日に A 市から B 市に転居したが、申立期間①の保険料は転出前の A 市で納付している。転居後も引き続き付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたので、申立期間①については付加保険料を含む保険料を納付したものであるとして、申立期間②については付加保険料を納付したものであるとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 49 年 4 月頃に国民年金の任意加入手続を行い、その際、付加保険料を納付する旨の申出をして、国民年金保険料については、付加保険料を含む保険料を納付していたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は付加保険料を含む国民年金保険料を納付できる期間である。

また、申立人の A 市の国民年金被保険者名簿によると、「所得比例用 49. 5. 17～53. 4. 1」と付加年金に加入していたことが記載されている上、申立期間①以降の保険料は全て納付済み（申立期間②の付加保険料を除く。）であり、3 か月と短期間である当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 53 年 3 月 20 日に A 市から B 市に転居し、転居後も引き続き付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたとしている。しかしながら、申立人が保管する国民年金手帳には、付加保険料を納付する者であったとする記載は見当たらず、A 市の国民年金被保険者名簿には、上記のとおり、49 年 5 月 17 日から 53 年 4 月 1 日まで期間、付加年金に加入していたことが記載されており、B 市の国民年金被保険者名簿には、53 年 3 月 20 日に A 市から転入した記載はあるものの、付加保険料を納付する者であったとする記載は無く、同年同月以前の保険料の納付記録も無いことから、B 市においては、付加保険料を含む保険料額が記載された納付書が発行されていなかったと考えられる。

また、申立期間は 96 か月と長期間であり、かつ、B 市、C 市及び D 市の三つの行政機関にまたがっており、これらの行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、申立人が、当該期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格の取得日に係る記録を昭和47年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月21日から同年10月21日まで

B株式会社からグループ会社であるA株式会社に出向したが、同一グループ会社内の在籍出向にもかかわらず、B株式会社における資格喪失日が昭和47年8月21日、A株式会社での資格取得日が同年10月21日になっており、申立期間の被保険者記録が欠落している。関連会社の異動であり、この間も継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から、申立人が継続して勤務（B株式会社からグループ会社であるA株式会社に異動）していたことが認められる。

また、複数の同僚がB株式会社とA株式会社は、同一グループ内の関連会社であり、両社間で人事異動があったと供述しており、申立人と同様にB株式会社からA株式会社に在籍出向した同僚二人は、オンライン記録から、両社における厚生年金保険の被保険者記録が継続していることから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、両社では申立人の異動日に係る資料は保管しておらず、不明としているものの、申立人と同様にB株式会社からA株式会社へ異動した申立期間当時の直属の上司が、「申立人は昭和47年8月

下旬にはA株式会社に在籍していた。」と供述しており、当該上司についても異動時期は異なるが、47年8月21日付けで異動していることが確認できることから、申立人についても同日付けで異動したものと推認される。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る事業所別被保険者名簿の昭和47年10月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、オンライン記録におけるA株式会社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和47年10月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月及び同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月31日から同年4月1日まで
昭和36年3月から平成6年4月まで継続してA株式会社に勤務していたが、国の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落している。

第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社から提出された申立人に係る人事記録資料により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年4月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年2月から18年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月から18年3月まで

私は、20歳になった頃、年金手帳が送られてきたので、申立期間については、学生納付特例の申請免除手続きを行ってきた。その後、申立期間の保険料については、社会人となった1年目の平成18年4月から19年3月までの間に、A銀行B支店でまとめて1回で追納した。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、学生納付特例の申請免除手続きを行っており、当該期間の保険料は、平成18年4月から19年3月までの間に、A銀行B支店でまとめて1回で追納したとしている。しかしながら、申立人は、具体的な納付日の記憶が無く、追納資金については、手持金で納付したと思うが、不足金額があつて自分の預金口座から引き出して充当した可能性もあるかもしれないとしているものの、申立人は、引出金額及び引出日の記憶が無く、当該銀行通帳も処分してしまったとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から同年9月まで

私は、平成5年3月に結婚準備のために会社を退職し、その後、同年12月から6年1月頃に体調を崩したため、A駅近くにあるB市役所出張所において健康保険証の交付依頼をしたところ、窓口の担当者から「国民年金保険料の未納分を全て納付しないと、健康保険証は交付できない。」と言われたので、国民年金の加入手続、申立期間及び5年4月から6年3月までの国民年金保険料と健康保険料をその窓口において一括納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月に結婚準備のために会社を退職し、その後、同年12月から6年1月頃に体調を崩したため、A駅近くにあるB市役所出張所において健康保険証の交付を依頼したところ、窓口の担当者から「国民年金保険料の未納分を全て納付しないと、健康保険証は交付できない。」と言われたので、国民年金の加入手続、申立期間及び5年4月から6年3月までの国民年金保険料並びに健康保険料をその窓口において一括納付したはずであるとしている。しかしながら、B市役所は「国民年金保険料の未納分を全て納付するかしないかは、健康保険証を交付する条件ではない。」としている上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人が主張する手続時期と同時期である平成6年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効に

より保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月、11年5月から同年12月までの期間及び16年2月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月
② 平成11年5月から同年12月まで
③ 平成16年2月から同年10月まで

私は会社を退職した際にその度、母親にA市役所に行って国民年金の加入手続をしてもらい、保険料は転職後に給料が出てから母親にお金を渡し、近くのB郵便局で納付してもらった。申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①について、会社を退職した際に、その母にA市役所に行って国民年金の加入手続をしてもらい、保険料は転職後に給料が出てから、その母にお金を渡し、近くのB郵便局で納付してもらったとしている。しかしながら、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られないことから、申立期間①は未加入期間であると推認され、制度上、申立期間の保険料を納付できない期間である。
- 2 申立期間②及び③について、オンライン記録によれば、申立人は平成11年5月1日及び16年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、国民年金の未適用対象者として管理され、これに伴う加入勧奨が11年7月22日、13年2月20日（11年7月22日以降、未加入による最終加入勧奨）及び16年4月22日に行われたことが確認できる。

この加入勧奨が行われた後に、国民年金の加入手続を行った場合、その時点では、申立期間②及び③は保険料を納付することが可能な期間ではあるが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする、その母の記憶は明確でない上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

- 3 申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 17 日から同年 4 月 1 日まで
厚生労働省の記録によると、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 50 年 3 月 17 日となっているが、同事業所には同年 3 月 31 日まで勤務しており、申立期間 1 か月が空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めてA事業所に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職日は昭和 50 年 3 月 16 日であることが確認でき、これは申立人のオンライン記録における厚生年金保険の加入記録と合致している上、同月 17 日付けで離職票が交付されている。

また、申立人の戸籍簿謄本から、申立人の婚姻日が被保険者資格喪失直後の昭和 50 年 3 月 * 日であることが確認できるところ、申立人は、婚姻後について、「B市に住んでいた。父の世話と親戚回りをしにC地には行っていたが、当該事業所に勤務には行っていなかった。」と供述していることから、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたとは考え難い。

さらに、D機関は、A事業所について申立期間に係る資料を保管していない上、同事業所における被保険者記録を有する同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に被保険者記録を有する者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 8 年 3 月 15 日まで
国の記録では、株式会社 A に係る申立期間の標準報酬月額について、平成 8 年 3 月 15 日に、遡って減額処理されていることに納得がいかない。申立期間当時の私の給与は 30 万円であり、当該額で確定申告も行っていった。

申立期間に係る給与明細書等を提出するので、第三者委員会で調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 7 年 3 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 8 年 2 月までは 28 万円と記録されていたところ、適用事業所ではなくなった同年 3 月 15 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本及び履歴事項全部証明書により、申立人は、当該事業所の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人から被保険者標準報酬改定通知書（平成 8 年 3 月 15 日付け社会保険事務所長（当時）の確認印あり。以下「改定通知書」という。）及び被保険者標準報酬決定通知書（平成 8 年 3 月 15 日付け社会保険事務所長の確認印あり。以下「決定通知書」という。）が提出されたところ、改定通知書により、従前の標準報酬月額 30 万円が 9 万 8,000 円に改定（改定月は平成 7 年 3 月）されていることが確認できるほか、決定通知書により、28 万円（赤字）の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に訂正（適用年月は平成 7 年 10 月）されていることが確認できる上、両通知書に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致する。

さらに、当該両通知書の事業主氏名欄には、「株式会社A代表取締役B」のゴム印が確認できるところ、申立人は「当該ゴム印は当社のものである。当該届出書は、社会保険労務士が作成したと思われる。社会保険関係の届出書は、いつも社長である私が押印していた。」と供述していることを踏まえると、当該処理に関し、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた行為については責任を負うべきであり、記録訂正の原因となった上記届出行為がありながら、当該届出行為に係る訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。